

離職から原則2年以内、又は、
休業等で離職と同程度の状況にあり、
家賃の支払いに困っている方

「住居確保給付金（家賃相当額）」

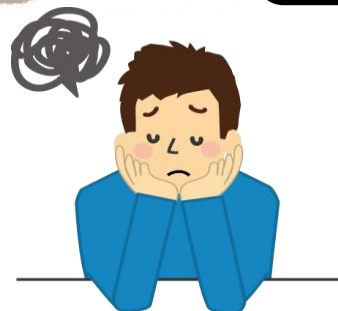
を一定期間支給します

失業してしまった。
次の仕事がなかなか
見つからない。

仕事はしている
けど収入は少なく
安定しない。

就職活動に専念したい
けど、その間の家賃は
どうしよう？

家賃が払えない。



ご相談ください！！

～相談無料～ 相談者の方の秘密は厳守します！

(相談窓口) 自立相談支援センターたかまつ

TEL 087-802-1081

詳しくは裏面をご覧ください。



住居確保給付金の支給対象者要件



- ・経済的に困窮し住居を喪失又は喪失のおそれがあること。
- ・離職等の日から原則2年以内、又はやむを得ない休業等により、離職等と同程度の状況にあること。
- ・離職等の日に、主たる生計維持者であったこと。
- ・世帯全員の月の収入合計額が要件内であること。
- ・世帯全員の預貯金等の合計額が要件内であること。
- ・公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等又は自立に向けた活動を行うこと。
- ・地方自治体等が実施する類似の給付等を世帯全員が受けていないこと。
- ・世帯全員のいずれもが暴力団員でないこと。

～相談から支給決定までの手順～



相談窓口で御相談ください。
担当者が支給要件に該当するかどうか確認
します。



支給要件に該当し希望される方は書類を揃えて
申請へ。

- ・支給額には世帯人数により上限があります。
(初期費用・共益費・駐車場代・管理費等は対象外です。)
- ・支給期間は原則3か月(一定の条件により最長9か月まで可能)

支給決定後は常用就職等を目指し求職活動開始!

- ・生活再建への支援プランに沿った活動(家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接 等
- ※休業等による申請の場合、事業再生に向けた経営相談活動による取り組み
の場合もあり

* その他詳しくは下記へお問い合わせください。

〒760-0017 高松市番町二丁目1番1号
自立相談支援センターたかまつ
月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15 TEL 087-802-1081

